# 全国銀行協会相談室・あっせん委員会の運営状況 (平成 29 年度)

平成30年5月





全国銀行協会では、「全国銀行協会相談室」(以下「全銀協相談室」という。)を設置し、 お客さまからの銀行取引に関する相談や苦情を受け付けている。また、お客さまと銀行と のトラブルについて中立公正な立場で解決を図る「あっせん委員会」を運営している。

本冊子は、「全銀協相談室」および「あっせん委員会」における平成29年度(平成29年 4月~30年3月(以下「当年度」という。))の運営状況をとりまとめたものである。

# 目 次

Ι.	全銀協相談室における相談・苦情の受付状況	1
Ⅱ.	あっせん委員会における紛争解決手続の状況	10
Ш.	全銀協相談室におけるカウンセリングサービス等の実施状況	15
IV.	全銀協相談室認知媒体調査	17
٧.	各地銀行協会における相談・苦情の受付状況	18

# I. 全銀協相談室における相談・苦情の受付状況

# 1. 概況

#### ① 相談および苦情の合計件数

15,937 件 (前年度比 2,218 件減 (▲12.2%)) (図表 1 参照)。

#### 2 相談件数

**12,453 件** (前年度比 1,641 件**減** (▲11.6%))。

業務分類別では、「預金業務」(2,672 件(21.5%))、「その他」(2,273 件(18.2%))、「加入銀行」(1,954 件(15.7%))、「貸出業務」(1,488 件(11.9%))の順(図表 2、3 参照)。

#### ③ 苦情件数

**3,484 件** (前年度比 577 件**減** (▲14.2%))。

業務分類別では、「預金業務」(1,137 件(32.6%))、「貸出業務」(787 件(22.6%))、「チャネル業務」(306 件(8.8%))、「その他」(268 件(7.7%)) の順(図表2、3参照)。

#### ④ リスク性商品の苦情

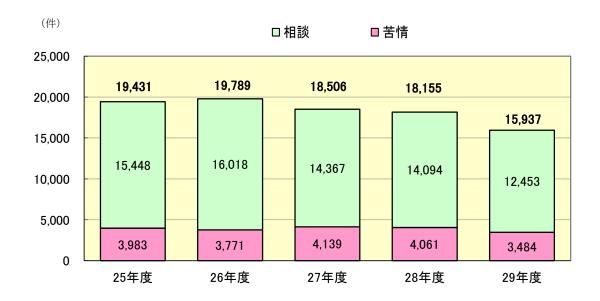
株式や為替の市況が安定している影響により、「証券業務 (窓販)」および「保険業務 (窓販)」は前年度に比して減少した (それぞれ前年度比 $\triangle 23.1\%$ 、 $\triangle 20.7\%$ ) (図表 3 参照)。なお、あっせんに至る件数は引き続き高水準。

#### ⑤ 銀行協会を騙る詐欺

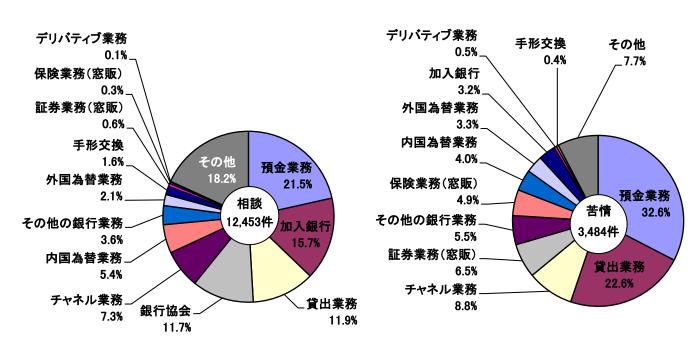
銀行協会職員を騙るキャッシュカードの詐取等に関連する相談が前年度に比して大幅に増加した(当年度531件、前年度比+261件)。



#### 図表 1 相談・苦情の受付件数(年度別)



#### 図表 2 相談・苦情の業務分類別構成比(当年度)



- (注1)「加入銀行」は、主に銀行の本部・店舗の所在地・電話番号や合併・統廃合等に関する相談等。
- (注2)「銀行協会」は、全銀協相談室、カウンセリングサービス、個人信用情報センター等に関する相談等。
- (注3)「その他」は、主に金融犯罪関連、利子課税・税金一般、加入銀行以外の金融機関等に関する相談等。
- (注4)業務分類の内訳は資料1参照。

#### 2. 苦情の受付状況

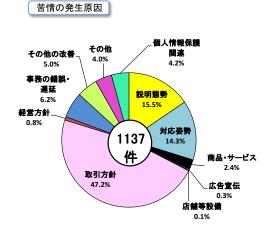
- ⇒ 当年度の苦情件数は、3.484件(前年度比▲14.2%)。
- ▶ 業務分類別では、前年度同様「預金業務」、「貸出業務」の割合が5割以上を占めている。
- ▶ 前年度比では、苦情件数全体が減少する中、「その他の銀行業務」が増加し、「チャネル業務」は小幅な減少にとどまった。

## (1) 業務分類別の受付状況

# 預金業務…1,137件(前年度比▲11.6%)

- ▶ 口座解約・払戻し、相続、口座開設に関する苦情が多い。
- ▶ 前年度比では、特に口座開設、相続に関する苦情が減少した。
- ▶ 典型的な事例は、以下のとおり。
  - ・高齢や病気により銀行に出向くことができない預金者に代わり、家族が払戻手 続をしようとしたが断られた。
  - ・ 払戻手続に当たって高齢の預金者の意思確認を求められたが、入院していてできない。
  - ・ 高齢であることを理由に支店窓口において速やかな払戻しに応じてもらえなかった。
  - ・口座開設を謝絶された。思い当たる理由がなく、理由を尋ねても何も教えてくれず、「総合的判断」の一言で済まされた。



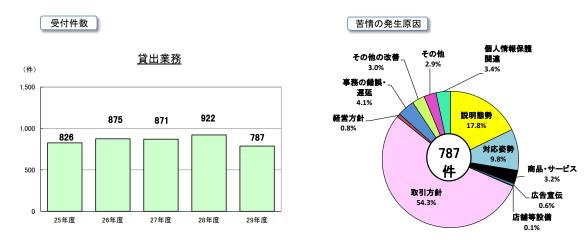


(注) 発生原因の内訳は資料2参照。

受付件数

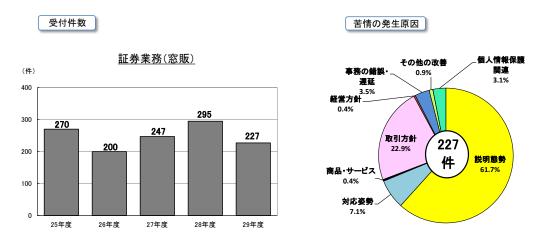
## 貸出業務…787件(前年度比▲14.6%)

- ▶ 住宅ローンに関する苦情が全体の3割弱を占め、次いで事業資金、消費者ローンに関する苦情が多い。
- ▶ 前年度比では、住宅ローンに関する苦情が大きく減少したものの、消費者ローンやアパートローンに関する苦情は若干増加した。
- ▶ 住宅ローンについては、既契約の適用金利の見直しに関する苦情や、借換えに時間を要すること、連帯保証人を求められること等の苦情が寄せられた。
- ▶ 事業資金については、条件変更・リスケの謝絶、延滞時・督促時の扱い、新規融 資の謝絶等の苦情が寄せられた。
- ▶ 消費者ローンについては、カードローンの適用金利、広告・勧誘や、返済方法、 延滞の扱い等に関する苦情が寄せられた。
- ▶ アパートローンについては、繰上返済に要する時間や手数料、サブリース契約に 起因する不満等の苦情が寄せられた。



# 証券業務(窓販)…227件(前年度比▲23.1%)

- ▶ 株式、為替の市況が安定している影響を受け、前年度比で苦情は減少した。
- ▶ ほとんどが投資信託についての苦情であり、損失補てんに関する申出が多い。
- ▶ 発生原因としては、説明態勢に関する指摘が 60%を超えている。
- ▶ 取引方針に関する苦情は、家族からの申出が多かった。



# 保険業務 (窓販) …169 件 (前年度比▲20.7%)

- ▶ 株式、為替の市況が安定している影響を受け、前年度比で苦情は減少したものの、 平成25年度から27年度までの各年度と比して引き続き多い。
- ▶ ほとんどが生命保険契約に関する苦情であり、前年度同様、解決依頼を求める苦情の半数程度が外貨建ての保険契約に関する苦情であった。
- ▶ 不満の原因は、為替リスクや元本割れリスクの説明が十分ではないというものが 多い。
- ▶ 全体の件数のうち約3割が子女など家族からの苦情の申出であった。

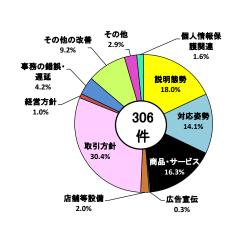




# チャネル業務…306 件(前年度比▲4.4%)

- ▶ 全業務を通じた苦情件数が前年度比で減少する中、本業務分類の苦情の減少は小幅であった。
- **▶ CD・ATM 取引に関する苦情が全体の約5割**を占めた。ほかはクレジットカード・ デビットカードやインターネット・モバイルバンキング等に関するものである。
- ➤ CD・ATM 取引に関する典型的な事例は以下のとおり。
  - ・ 時間外手数料を無料にすべきだ。
  - ・ 自分が入力操作した金額より不足した金額が払い戻された(または入金金額が 不足している)。
  - ・ 磁気不良時のキャッシュカード再発行手続きに要する手数料・時間が不満だ。



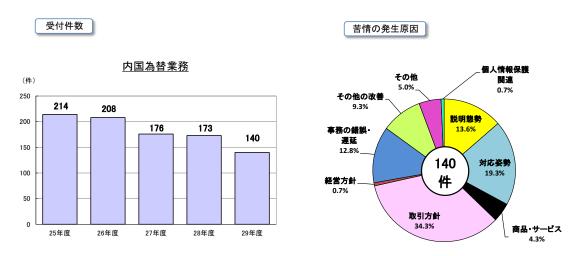


苦情の発生原因

受付件数

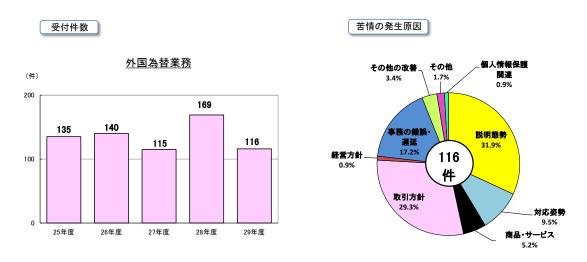
# 内国為替業務…140件(前年度比▲19.1%)

- ▶ 誤振込に関する苦情が最も多く、特に組戻手続に関して銀行の説明やその応対に 関する苦情が継続して寄せられた。
- ▶ 振込の受取人からは、入金が確認できない、振込を受け付けた銀行に照会しても 教えてくれない、といった苦情が寄せられた。



# 外国為替業務…116件(前年度比▲31.4%)

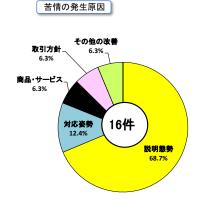
- ▶ 海外送金、外貨預金に関する苦情が全体の約9割を占めるが、いずれの苦情も前年比で減少した。
- ▶ 海外送金に関しては、着金していないことに対する苦情や、受付を銀行に断られたといった苦情が寄せられた。
- ▶ 外貨預金に関しては、強引な勧誘で契約させられた、為替リスク等の商品内容の 説明を十分に受けていない、といった苦情が寄せられた。



# デリバティブ業務…16件(前年度比+6.7%)

➤ デリバティブ内在預金の説明不足や、不要なデリバティブ契約による損失に対する苦情が寄せられた。





# その他の銀行業務…193件(前年度比+10.3%)

- ▶ 口座振替、資産運用関係に関する苦情が全体の半数近くを占め、次いで通貨・両 替に関する苦情が多い。
- ▶ 全業務を通じた苦情件数が前年度比で減少する中、資産運用関係、通貨・両替に 関する苦情の増加を主因に本業務分類の苦情は増加した。
- ▶ 口座振替では事務手続に関する苦情、資産運用関係では遺言信託や金銭信託等に 関する苦情、通貨・両替では手数料に関する苦情が多かった。

#### 加入銀行…111件(前年度比▲9.0%)

▶ 銀行員の応対等に関する苦情が寄せられた。

# その他…268件(前年度比▲23.6%)

- ▶ 金融犯罪関連の苦情がその他全体の半数以上を占め、次いで金融関連業法等に関する苦情が多い。
- ▶ 金融犯罪関連では、身に覚えがないのに突然預金口座を凍結された、不正払出しの被害に遭ったが補償対象外とされた、といった苦情が多かった。
- ▶ 金融関連業法等では、取引時確認に関する苦情が多いが、改正犯罪収益移転防止 法が施行された前年度からは大幅に減少した。
- ▶ 利子課税・税金一般の苦情では、説明不足などの NISA に関する苦情が多かった。

#### 3. 相談の受付状況

- ⇒ 当年度の相談件数は、12,453件(前年度比▲11.6%)。
- ▶ 業務分類別では、「預金業務」が最も多く、次いで「その他」、「加入銀行」、「貸出業務」、「銀行協会」となった。
- ➤ 前年度比では、各業務分類とも相談件数は減少したが、住宅ローンや消費者ローンに関する相談件数の減少を主因に、「貸出業務」の減少幅が最も大きかった(前年度比 668 件減 (▲31.0%))。
- ▶ 「預金業務」では、相続や口座開設、口座解約・払戻しに関する相談が多い。
- ▶ 「その他」では、「金融犯罪関連」が全体の約5割を占め、銀行協会職員を騙るキャッシュカードの詐取等に関する相談が前年度にも増して多く寄せられた(当年度531件、前年度270件)。また、本人確認書類、マイナンバー、凍結口座名義人リスト等に関する相談が寄せられた。
- ▶ 「貸出業務」では、新規借入の手続や返済に関する相談など、カードローンを含む 消費者ローンや住宅ローンに関する相談が7割超を占めた。

#### 図表3 相談・苦情の業務分類別件数・構成比(当年度)

(単位:件)

業務分類		相談			苦 情		相	淡•苦情合詞	<del> </del>
未捞刀短		構成比	前年度比		構成比	前年度比		構成比	前年度比
預金業務	2,672	21.5%	▲ 8.5%	1,137	32.6%	▲ 11.6%	3,809	23.9%	▲ 9.5%
貸出業務	1,488	11.9%	▲ 31.0%	787	22.6%	▲ 14.6%	2,275	14.3%	▲ 26.1%
内国為替業務	673	5.4%	▲ 15.7%	140	4.0%	▲ 19.1%	813	5.1%	▲ 16.3%
手形交換	202	1.6%	▲ 3.3%	14	0.4%	▲ 30.0%	216	1.3%	▲ 5.7%
外国為替業務	265	2.1%	▲ 22.1%	116	3.3%	▲ 31.4%	381	2.4%	▲ 25.1%
チャネル業務	908	7.3%	▲ 11.5%	306	8.8%	<b>▲</b> 4.4%	1,214	7.6%	▲ 9.8%
証券業務(窓販)	72	0.6%	▲ 11.1%	227	6.5%	▲ 23.1%	299	1.9%	▲ 20.5%
保険業務(窓販)	33	0.3%	▲ 5.7%	169	4.9%	▲ 20.7%	202	1.3%	▲ 18.5%
デリバティブ業務	10	0.1%	▲ 9.1%	16	0.5%	6.7%	26	0.2%	0.0%
その他の銀行業務	449	3.6%	▲ 5.9%	193	5.5%	10.3%	642	4.0%	▲ 1.5%
加入銀行	1,954	15.7%	▲ 11.2%	111	3.2%	▲ 9.0%	2,065	13.0%	▲ 11.1%
銀行協会	1,454	11.7%	▲ 2.3%	I	I	I	1,454	9.1%	▲ 2.3%
その他	2,273	18.2%	▲ 3.3%	268	7.7%	▲ 23.6%	2,541	15.9%	▲ 6.0%
加入銀行以外の金融機関	601	4.8%	▲12.1%	_	-	-	601	3.8%	▲12.1%
金融犯罪関連	1,178	9.5%	27.2%	152	4.4%	▲ 9.0%	1,330	8.3%	21.7%
合 計	12,453	100.0%	▲ 11.6%	3,484	100.0%	▲ 14.2%	15,937	100.0%	▲ 12.2%

- (注1) カウンセリングサービスを実施した件数は業務分類「銀行協会」に、また、中小企業向け融資に関する窓口、カードローン相談・苦情窓口で受け付けた相談等は同「貸出業務」に計上。
- (注2) 構成比は、合計して 100%になるように調整しており、各業務分類の件数から算出した値と必ずしも一致しない。

# 図表 4 苦情処理手続受付件数の推移(年度別)

(単位:件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
苦情受付件数	3,983	3,771	4,139	4,061	3,484
苦情処理手続受付件数	1,365	1,097	1,245	1,362	1,053

(注) 苦情処理手続受付件数・・・苦情のうち、苦情の申出人から全銀協相談室に対し、相手方銀行への解決依頼 のあったもの。

# 図表5 苦情処理手続が終結した件数の推移(年度別)

(単位:件)

			26年度	27年度	28年度	29年度
当年度中終結件数		1,167	1,133	1,482	1,070	
		解決	594	641	889	749
	紛争解決手続を案内		255	171	258	198
		(うち実際に紛争解決手続に移行したもの)(注)	184	113	176	115
		が対応をし尽くし、これ以上対 きない	293	284	286	89
	取下(	Ť	15	16	26	22
	申出。	人と連絡取れず	10	21	23	12
	苦情	処理手続に不応諾	0	0	0	0

(注)「紛争解決手続を案内」の計数は、①紛争解決手続を案内してから一定期間内にあっせんの申立てがあったものと、②紛争解決手続を案内してから一定期間を経過したが申立てがなかったものの合計値。「うち実際に紛争解決手続に移行したもの」の件数は①の件数。当年度のあっせん新規申立件数(図表7、9)は、前年度以前に②として終結したが、当年度にあっせん申立てがあったものを含めるため、①の計数と一致しない場合がある。

# 図表6 苦情処理手続の受付から終結するまでの所要期間 (当年度)

(単位:件)

所要期間	件数
1月未満	453
1月以上~3月未満	326
3月以上~6月未満	223
6月以上	68
計	1,070

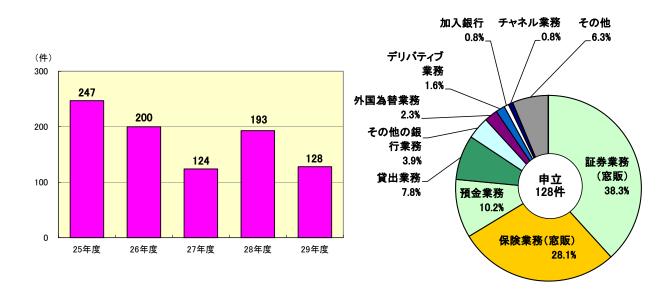
(注) 図表 6 は、苦情申出の受付から、図表 5 の終結事由に該当するものとして相手方銀行から苦情対応終了の報告を 受けるまでの所要期間を示している。

#### Ⅱ. あっせん委員会における紛争解決手続の状況

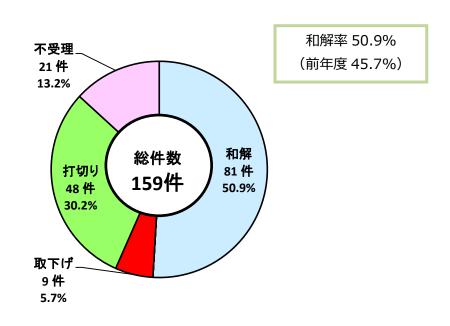
#### 1. 概況

- ・新規申立件数は **128 件**(前年度比▲65 件)。投資信託を中心とした**証券業務(窓販)** および一時払終身保険などの**保険業務(窓販)の申立てが多い**。
- ・紛争解決手続終結事案における和解率は、前年度比 5.2%増の 50.9%。

#### 図表7 あっせんの新規申立件数の推移(年度別)および業務分類別構成比



# 図表8 紛争解決手続終結件数および和解率(当年度)



# 2. あっせんの新規申立件数および年度別紛争解決手続件数

# (1) 当年度におけるあっせんの新規申立件数

- 当年度におけるあっせんの新規申立件数は 128 件(前年度比▲33.7%)。
- ▶ 証券業務と保険業務にかかる申立ての割合が6割以上を占めている。

# 図表9 あっせんの新規申立ての業務分類別件数(当年度)

(単位:件)

			(単位:計)
業務分類		紛争	
内 訳		構成比	前年度比
加入銀行	1	0.8%	-
預金業務	13	10.2%	18.2%
貸出業務	10	7.8%	<b>▲</b> 47.4%
内国為替業務	0	0.0%	I
手形交換	0	0.0%	I
外国為替業務	3	2.3%	▲ 80.0%
外貨預金等	1	0.8%	<b>▲</b> 91.7%
チャネル業務	1	0.8%	0.0%
証券業務(窓販)	49	38.3%	<b>▲</b> 46.7%
投資信託	44	34.4%	<b>44.3</b> %
保険業務(窓販)	36	28.1%	2.9%
デリバティブ業務	2	1.6%	<b>▲</b> 77.8%
為替デリバティブ	2	1.6%	<b>▲</b> 71.4%
その他 <mark>の銀行業務</mark>	5	3.9%	0.0%
その他	8	6.3%	33.3%
合 計	128	100.0%	▲ 33.7%

(注) 申立書等に記載された紛争事案の内容をもとにあっせん委員会事務局が分類・集計。

# 図表 10 あっせん申立人の年齢層(当年度)

(単位:件、%)

	属性								
業務分類		個人	20歳台 ~50歳台	60歳台	70歳台	80歳台	90歳台	法人	合計
預金	業務	13	7	3	3	0	0	0	13
貸出	業務	7	5	2	0	0	0	3	10
内国	為替業務	0	0	0	0	0	0	0	0
手形	交換	0	0	0	0	0	0	0	0
外国	為替業務	3	1	2	0	0	0	0	3
	外貨預金等	1	0	1	0	0	0	0	1
チャ	ネル業務	1	1	0	0	0	0	0	1
証券	業務(窓販)	49	17	11	15	6	0	0	49
	投資信託	44	16	10	13	5	0	0	44
保険	業務(窓販)	36	12	7	7	8	2	0	36
デリ	バティブ業務	0	0	0	0	0	0	2	2
	為替デリバティブ	0	0	0	0	0	0	2	2
その	他の銀行業務	5	3	2	0	0	0	0	5
加入	銀行	1	0	0	0	1	0	0	1
その	他	7	5	2	0	0	0	1	8
	合 計	122	51	29	25	15	2	6	128
	構成比	95. 3	39. 8	22. 7	19. 5	11. 7	1. 6	4. 7	100. 0

(注)あっせん申立時点におけるあっせん申立人の年齢。

# (2) 年度別紛争解決手続件数

# 図表 11 紛争解決手続が終結した件数の推移(年度別)

(単位:件)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
当年	年度中終結件数	446	209	134	175	159
	あっせん案の提示後、和解	263	97	61	80	80
	特別調停案の提示後、和解	2	0	0	0	1
	あっせん案不受諾	7	2	0	5	0
	特別調停案不受諾	1	1	0	0	0
	申立人の申立て取下げ	36	16	6	17	9
	紛争解決手続の打切り	104	57	37	55	48
	適格性審査による不受理	33	36	30	18	21

# 図表 12 紛争解決手続が終結した事案の業務分類別件数(当年度)

(単位:件)

		預金 業務	貸出業務	内国為替 業務	手形交換	外国為替 業務	チャネル 業務	証券業務 (窓販)	保険業務 (窓販)	デリバティブ 業務	その他の銀行業務	加入銀行	その他	合計
当	年度中終結件数	8	18	0	0	8	0	71	38	3	4	1	8	159
	あっせん案の提示後、和解	2	9	0	0	5	0	35	26	1	0	0	2	80
	特別調停案の提示後、和解	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	あっせん案不受諾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別調停案不受諾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申立人の申立て取下げ	2	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	9
	紛争解決手続の打切り	0	3	0	0	1	0	30	10	1	2	0	1	48
	適格性審査による不受理	4	6	0	0	1	0	1	0	1	2	1	5	21

#### 図表 13 不受理の事由別件数(当年度)

(単位:件)

業務規程	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
27条1項(5)	1	1	1	4	7
27条1項(6)	1		1	1	3
27条1項(5)および(6)	1	1		2	4
27条1項(7)	1			1	2
27条1項(6)および(7)	1		1		2
27条1項(8)			1	1	2
27条1項(6)および(8)				1	1
合計	5	2	4	10	21

#### 業務規程第27条(紛争解決手続を行わない場合)

あっせん委員会は、前条第1項の適格性の審査において、あっせんの申立ての内容が次の 各号のいずれかに該当すると判断した場合には、以後、紛争解決手続を行わない。

- (1) 取引の名義が当該顧客本人でない場合(ただし、相続等明らかに合理的な理由がある場合を除く。)
- (2) 訴訟が終了または民事調停が終了したものである場合
- (3) 過去にあっせん委員会によるあっせんを受け、その手続が終了したものである場合
- (4) 他の指定紛争解決機関や紛争の解決を実施する外部機関によるあっせん、仲裁等の手続が終了または手続中のものである場合
- (5) 当事者から提出された書面、資料、証拠書類等および事情聴取等によっては紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難である場合
- (6) 加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合
- (7) 経済的損失が認められない場合
- (8) 申立てが申立書の記載内容全体からして失当であることが明らかである場合
- (9) 不当な目的で、またはみだりにあっせんの申立てをしたと認められる場合

# 図表 14 紛争解決手続が終結するまでの所要期間(当年度)

(単位:件)

所要期間	件数
1月未満	0
1月以上~3月未満	24
3月以上~6月未満	54
6月以上	81
計	159

※終結とは、和解契約を締結したとき、あっせん案 (特別調停案) を受諾しなかったとき、申立ての取下げがあったとき、紛争解決手続の打切りがあったとき、適格性審査による不受理の通知を行ったとき等をいう。

# 図表 15 紛争解決手続の申立てからあっせん案・特別調停案提示までの所要期間(当年度)

(単位:件)

所要期間	件数
1月未満	0
1月以上~3月未満	0
3月以上~6月未満	44
6月以上	38
計	82

※図表 15 は、あっせん案・特別調停案が提示された案件の当該提示までに要した期間を示している。

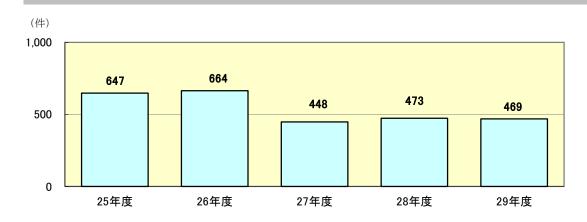
※あっせん案・特別調停案の提示後に和解契約書締結の手続が行われる。

# Ⅲ. 全銀協相談室におけるカウンセリングサービス等の実施状況

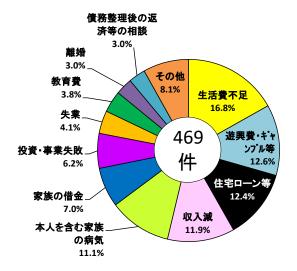
全銀協相談室では、住宅ローンや消費者ローン等を利用されている個人の方が経済的な事情等により契約どおりの返済が困難となった場合、その相談を受けるカウンセリングサービスを実施しているほか、中小企業向け融資に関する相談、カードローンに関する相談を受け付ける専用の窓口を設けている。

## 1. カウンセリングサービスの実施状況

#### 図表 16 カウンセリングサービスの実施件数の推移(年度別)



図表 17 カウンセリングサービスを受けるに至った原因および対応結果(当年度)



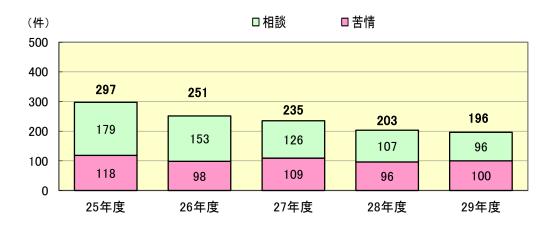
	(	(単位:件)
対応結果	件数	構成比
カウンセリングのみで終了	261	52.1%
法テラス(民事法律扶助)を紹介	82	16.4%
弁護士会を紹介	30	6.0%
銀行へ取次ぎ	30	6.0%
日本クレジットカウンセリング協会を紹介	28	5.5%
住宅金融支援機構を紹介	24	4.8%
銀行を紹介	15	3.0%
個人信用情報機関	9	1.8%
その他	22	4.4%
合 計	501	100.0%

※ 対応結果は、複数の先を案内している場合もあり、 合計件数はカウンセリング件数とは一致しない。

## 2. 中小企業向け融資に関する相談窓口の実施状況

相談等の主な内容を見ると、「担保・保証・金利等」に関するものが39件、「新規融資」「与信管理・回収」に関するものがそれぞれ31件、「銀行対応」に関するものが27件寄せられた。

図表 18 中小企業向け融資に関する相談窓口の受付件数の推移(年度別)

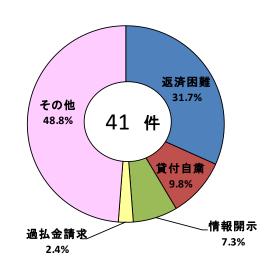


## 3. カードローン相談・苦情窓口の実施状況

平成29年10月19日にカードローン相談・苦情窓口を設置した。当年度に受け付けた相談 等は41件であった。

図表 19 カードローン相談・苦情窓口 受付状況 (当年度)

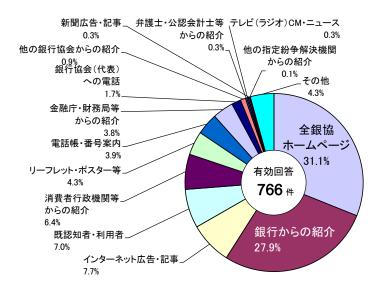
	(単位:件)		
理由	件数	構成比	
返済困難	13	31.7%	
貸付自粛	4	9.8%	
情報開示	3	7.3%	
過払金請求	1	2.4%	
その他	20	48.8%	
合 計	41	100.0%	



#### Ⅳ. 全銀協相談室認知媒体調査

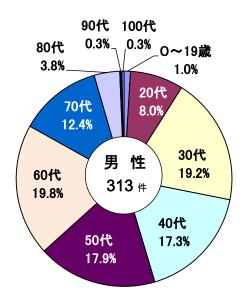
全銀協相談室では、毎年 12 月に利用者がどのような媒体を使って全銀協相談室の存在を知ったのかを聞き取り調査している。

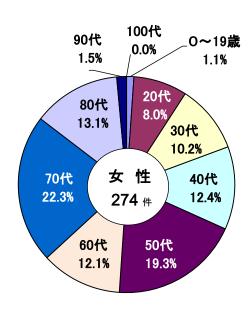
#### 図表 20 全銀協相談室利用者の認知媒体別構成比



(注) 有効回答は、全回答 1,215 件から「不明・回答なし」の 449 件を除いている。

#### 図表 21 全銀協相談室の個人利用者の年齢別構成比





# V. 各地銀行協会における相談・苦情の受付状況

各地の銀行協会が運営する「銀行とりひき相談所」は 50 か所あり、指定紛争解決機関の苦情受付部門である全銀協相談室とは別に、銀行利用者からの相談・苦情を受け付けている。

図表 22 各地銀行協会における相談および苦情の受付件数の推移(年度別)



# 図表 23 各地銀行協会における相談および苦情の業務分類別件数・構成比(当年度)

(単位:件)

₩. 7h. /\ \*T		相談		苦 情		相談・苦情合計			
業務分類		構成比	前年度比		構成比	前年度比		構成比	前年度比
加入銀行	977	15.1%	▲ 19.9%	19	6.0%	137.5%	996	14.6%	▲ 18.8%
銀行協会	513	7.9%	▲ 28.1%	-	-	-	513	7.5%	▲ 28.1%
預金業務	1,937	29.8%	<b>▲</b> 7.1%	113	35.8%	0.9%	2,050	30.1%	<b>▲</b> 6.7%
貸出業務	938	14.4%	<b>▲</b> 19.5%	80	25.3%	▲ 5.9%	1,018	15.0%	▲ 18.6%
内国為替業務	174	2.7%	<b>▲</b> 16.7%	13	4.1%	85.7%	187	2.8%	▲ 13.4%
手形交換	288	4.4%	▲ 5.3%	1	0.3%	▲ 50.0%	289	4.3%	▲ 5.6%
外国為替業務	133	2.1%	<b>▲</b> 14.7%	12	3.8%	20.0%	145	2.1%	<b>▲</b> 12.7%
チャネル業務	158	2.4%	<b>▲</b> 13.7%	19	6.0%	▲ 20.8%	177	2.6%	<b>▲</b> 14.5%
証券業務(窓販)	91	1.4%	<b>▲</b> 6.2%	18	5.7%	▲ 28.0%	109	1.6%	▲ 10.7%
保険業務(窓販)	25	0.4%	▲ 35.9%	9	2.9%	▲ 65.4%	34	0.5%	<b>▲</b> 47.7%
デリバティブ業務	6	0.1%	200.0%	1	0.3%	_	7	0.1%	250.0%
その他の銀行業務	239	3.7%	▲ 10.8%	21	6.6%	<b>▲</b> 4.5%	260	3.8%	▲ 10.3%
その他	1,014	15.6%	▲ 8.7%	10	3.2%	<b>▲</b> 41.2%	1,024	15.0%	▲ 9.2%
合計	6,493	100.0%	<b>▲</b> 14.0%	316	100.0%	▲ 6.5%	6,809	100.0%	▲ 13.7%

※ 大阪銀行協会で行っているカウンセリングサービスは、業務分類「銀行協会」に含む。

# 相談等の業務別分類表

<del>工</del> 口力		
項目名	主な内容	備考(事例等)
加入銀行	所在地・電話・コード	・本部・店舗の所在地・電話番号、銀行コード、店番号
	合併·統廃合	・銀行の合併、店舗の統廃合
	銀行経営・決算	・休日・営業時間、決算、ディスクロージャー、自己資本比率規制
	その他	
銀行協会		・全銀協相談室、カウンセリングサービス、個人信用情報センター等に関する照会
預金業務	預金全般	・仕組み(最低預入金額、付利単位、中途解約、期限後の取扱い等)
	各種預金商品	・流動性預金、定期性預金、財形預金、当座預金
	171年1月並向加	(外貨預金、デリバティブ内包預金を除く)
	口座開設	・口座名義、本人確認、マネー・ローンダリングの趣旨等
	異動·諸届·移管	・名義、住所、印鑑等の変更、移管
	紛失•盜難	・通帳、証書、カード、印鑑の紛失・盗難
	口座解約・払戻し	・満期解約、中途解約、満期日休日時の取扱い、第三者・代理人による払戻し
	相続	・手続、必要資料
	睡眠預金	・払戻手続
	預金保険制度	・限度額、対象商品、対象金融機関、ペイオフ
	その他	・総合口座、残高証明書、届出印の有効性、差押え
貸出業務	貸出全般	・融資条件、借入手続
貝田木切	消費者ローン	・カードローン、その他無担保ローン
	事業資金	・一般貸出、公庫・地方自治体の制度融資、代理貸付
	住宅ローン	・一般住宅ローン、リフォームローン、リバースモーゲージ
	アパートローン	・アパートローン、不動産担保融資
中国光井米水	その他	・年金・恩給担保貸付、任意売却、競売
内国為替業務	振込•送金	・仕組み、手続、本人確認、マネー・ローンダリングの趣旨等、誤振込、組戻し
イガール	その他	・手数料(振込、組戻し等)、振込依頼書
手形交換	手形・小切手	·振出、取立、裏書、支払、引受
	不渡	・不渡・取引停止処分、異議申立、依頼返却、処分済証明
	その他	・時効、遡求、電子記録債権
外国為替業務	海外送金	・仕組み、手続、取扱銀行
	外貨両替	・仕組み、手続、手数料、取扱銀行、レート
	外貨預金	・仕組み、通貨オプション付定期預金
	その他	・旅行小切手、輸出入取引
チャネル業務	インターネット・	・インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキング
7 (19, 24)	モバイルバンキング	
	CD·ATM取引	・CD・ATMの機能、カードの仕組み、MICS提携網
		・稼働日・稼働時間、手数料、引出し限度額
	カード	・国際キャッシュカード、デビットカード、クレジットカード
	その他	・メールオーダーサービス、ファームバンキング
証券業務(窓販)	公共債の売買	・国債、地方債等の窓口販売、保護預り
	投資信託	・投資信託
	その他	・株式・社債等証券会社の商品、証券仲介業
保険業務(窓販)	生命保険	・個人年金保険、終身保険、定期保険、養老保険
	損害保険	・火災保険(住宅ローンに付随するものを除く)、事業関連保険
	第三分野	・医療保険、がん保険、傷害保険
	その他	
デリバティブ業務	デリバティブ全般	
7 7 7 17 7 10	金利・通貨スワップ	・金利スワップ、通貨スワップ、金利オプション、通貨オプション
	デリバティブ内包預金	・デリバティブ内包預金、円仕組預金
	その他	・商品デリバティブ、クレジットデリバティブ、デリバティブ内包ローン
その他の組合業数	口座振替	・公共料金、税金等の支払い、収納(代行)企業との関係
その他の銀行業務	日 学派督 貸金庫等保管サービス	・公共科金、祝金寺の文仏い、収納(代刊)企業との関係・貸金庫、セーフティケース、保護預り、夜間金庫
	代理事務 次产海用間 <i>板</i>	・株式の払込受入事務、国庫金・公金
	資産運用関係	・信託、金融債、その他の貯蓄商品(金関連商品等)
		・現金・記念貨幣、損傷日本銀行券・両替(外貨両替を除く)
	通貨•両替	
7 0 11	その他	・会員制サービス(ポイントサービス)
その他	その他 加入銀行以外の金融機関	・会員制サービス(ポイントサービス) ・証券会社、生保、損保、信金、信組、労金、消費者金融会社等に関する照会
その他	その他 加入銀行以外の金融機関 利子課税・税金一般	・会員制サービス(ポイントサービス) ・証券会社、生保、損保、信金、信組、労金、消費者金融会社等に関する照会 ・利子課税(分離課税、総合課税)、マル優・マル特制度
その他	その他 加入銀行以外の金融機関	・会員制サービス(ポイントサービス) ・証券会社、生保、損保、信金、信組、労金、消費者金融会社等に関する照会
その他	その他 加入銀行以外の金融機関 利子課税・税金一般	・会員制サービス(ポイントサービス) ・証券会社、生保、損保、信金、信組、労金、消費者金融会社等に関する照会 ・利子課税(分離課税、総合課税)、マル優・マル特制度

# 苦情の発生原因別分類表

項目名	主な内容
説明態勢	銀行側の説明不足・説明相違
	説明内容に関する見解相違
	その他(上記以外)
	態度・言葉遣い
	ATM誘導等、店頭応対方法への不満
	その他(上記以外)
商品・サービス	顧客からの被害発生の申出
	その他(上記以外)
広告宣伝	広告宣伝物・説明資料による誤認
	広告宣伝物・説明資料の改善要望
	その他(上記以外)
店舗等設備	顧客からの被害発生の申出
	店舗網・店舗設備等に対する改善要望
	その他(上記以外)
取引方針	与信姿勢への不満
	取引方針・判断への不満
	その他(上記以外)
経営方針	新聞報道や経営方針等
事務の錯誤・遅延	オペレーションミス等、銀行側の作為によるミス
	期日管理や処理もれ等、銀行側の不作為
	その他(上記以外)
その他の改善	伝票・必要書類に対する改善要望等
	その他業務全般に対する改善要望等
	その他(上記以外)
その他	外部要因•他社要因
	その他(上記以外)
個人情報保護	利用目的の特定
	利用目的による制限
	適正な取得
	利用目的の同意
	取得する情報項目
	申込書等の返却
	同意のない提供
	安全管理•委託先監督等
	漏えい・紛失等
	開示等
	利用目的の通知・明示等
	データ内容の正確性確保等
	外国にある第三者への提供制限
	匿名加工情報の取扱い
	その他(上記以外)